

国税庁からのお知らせ

災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等ができない場合は、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。

- 地震等の自然災害、火災等の人為的な災害、申告等をする方の重傷病など、災害その他やむを得ない理由により、申告・納付等を期限までに行うことが困難な事情がある方（法人）については、税務署へ申請していただくことにより、申告期限等が個別に延長される制度があります。
- 国税に関する期限の個別延長制度につきまして、ご不明な点がございましたら所轄の税務署（調査課所管法人については所轄の国税局）へご相談ください。

税理士関与のある法人の場合、申告書等用紙の送付に代えて、「申告のお知らせ」が送付されます。

- 申告の際は、e-Taxをご利用いただくか、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に申告書等用紙を掲載しておりますので、これを印刷してご使用いただけます。
《参照先》 「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」
- 申告書の作成に当たっては、国税庁ホームページに掲載している「連結確定申告書・地方法人税確定申告書・個別帰属額等の届出書等の記載の手引」をご参考にしてください。
《参照先》 「国税庁ホームページ」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「法人税関係」→「連結確定申告書等の記載の手引」

令和2年4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人のe-Taxの義務化が始まりました。

- 平成30年度税制改正により、「電子情報処理組織による申告の特例」が創設され、令和2年4月1日以後に開始する事業年度等から、大法人[※]が行う法人税等及び消費税等の申告は、決算書や勘定科目内訳明細書などの添付書類も含めて、e-Taxにより提出しなければならないこととなりました。

（※）「大法人」とは、以下の法人のことを言います。

法人税等	① 連結事業年度開始の時点における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 ② 相互会社
消費税等	① 上記「法人税等」で定義された大法人 ② 国・地方公共団体



連結確定申告書の提出に当たってご留意頂きたい事項

1 「法人税及び地方法人税連結確定申告書」、「個別帰属額等の届出書」及び「消費税及び地方消費税確定申告書」の記載に当たってのお願い

◎ 「翌年以降送付要否」欄及び「翌年以降送付不要」欄

「申告書等用紙」について、送付を希望されない法人の皆様には「申告書等用紙」を送付しておりません。送付を希望されない法人の皆様は、「法人税及び地方法人税連結確定申告書」、「個別帰属額等の届出書」（以下「法人税連結確定申告書等」といいます。）及び「消費税及び地方消費税確定申告書」（以下「消費税確定申告書」といいます。）の以下の欄に○印の記載をお願いします。[※]

税理士関与のある法人の皆様におかれましては、「翌年以降送付要否」欄の「要」欄に○印を記載した場合も、「申告書等用紙」は送付されませんのでご注意ください。

＜法人税連結確定申告書等＞の記載箇所

○ 申告書上段（「税務署処理欄」下）

翌年以降送付要否	要	否
----------	---	---

※ 該当する項目に○印を記載する。

＜消費税確定申告書＞の記載箇所

○ 申告書右上（「整理番号」欄上）

翌年以降送付不要	○
----------	---

※ 送付不要の場合に○印を記載する。

「申告書等用紙」の送付を不要とされた法人の皆様に対しましては、「申告書等用紙」の送付に代えて、「申告（届出）のお知らせ」（提出期限や中間申告分の法人税額などを記載したもの）を送付いたします。この「申告（届出）のお知らせ」は、税務署での確認・照合作業に使用しますので、お手数ですが、法人税連結確定申告書等及び消費税確定申告書と併せて、提出をお願いします。

「申告書等用紙」等の各種様式は、国税庁ホームページ（<https://www.nta.go.jp>）に掲載しています。《参照先》「国税庁ホームページ」→「税の情報・手続・用紙」→「申告手続・用紙」→「確定申告等情報」→「法人税」又は「消費税・地方消費税」

（注）法人税及び地方法人税連結確定申告書の別表一の二のみの送付を希望される場合（別表一の二等以外の各種別表等の送付が不要な場合）は、お手数ですが「異動届出書」にその旨を記載し、税務署へ提出してください（税理士関与のある法人を除きます。）。

◎ 「税理士法第30条の書面提出有」欄等

法人税連結確定申告書等及び消費税確定申告書に「税理士法第30条及び第33条の2に規定している書面」を添付する場合には、以下の欄に○印の記載をお願いします。

＜法人税連結確定申告書等＞の記載箇所

○ 申告書上段（「税務署処理欄」下）

税理士法第30条の書面提出有	有	税理士法第33条の2の書面提出有	有
----------------	---	------------------	---

※ 該当する項目に○印を記載する。

＜消費税確定申告書＞の記載箇所

○ 申告書右下（「税理士署名押印」欄下）

○	税理士法第30条の書面提出有
○	税理士法第33条の2の書面提出有

※ 該当する項目に○印を記載する。

◎ 「適用額明細書提出の有無」欄

法人税関係特別措置の適用を受ける場合には、「適用額明細書」を作成し、法人税及び地方法人税連結確定申告書に添付して税務署に提出する必要がありますので、適用額明細書の提出の有無について記載をお願いします（租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律第3条）。

＜法人税及び地方法人税連結確定申告書＞の記載箇所

○ 申告書中段（「税務署処理欄」下）

適用額明細書提出の有無	有	無
-------------	---	---

※ 該当する項目に○印を記載する。

2 法人税及び地方法人税連結確定申告書の添付書類について

法人税及び地方法人税連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付してください（法人税法施行規則第37条の12）。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 個別帰属額に関する書類
- ⑤ 連結親法人の事業等の概況に関する書類
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

（注）1 添付書類は、「個別帰属額等の一覧表」を表紙とし、連結親法人及び連結子法人ごとに、④-①-②-③-⑤【連結親法人のみ】-⑥-⑦の順に添えて提出していただくようお願いします。

2 個別帰属額に関する書類は、連結親法人及び各連結子法人とも個別帰属額等の届出書の様式（個別帰属額の届出書、個別帰属額の届出書付表及び個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔法人税連結確定申告書等の別表三（二）～十七の二（四）付表及び復興特別法人税申告書別表二～三付表〕の各様式）を使用して作成し、個別帰属額等の一覧表と併せて提出してください（連結子法人分については、個別帰属額の計算の基礎を記載した書類〔法人税連結確定申告書等の別表三（二）～十七の二（四）付表〕の添付を省略することができます。）。

3 個別帰属額等の届出書の添付書類について

個別帰属額等の届出書（個別帰属額の届出書付表、別表三（二）～十七の二（四）付表を含みます。）には、次に掲げる書類を添付してください（法人税法施行規則第37条の17）。

- ① 貸借対照表及び損益計算書
- ② 株主（社員）資本等変動計算書又は損益金処分表
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結子法人の事業等の概況に関する書類
- ⑤ 組織再編成に係る契約書等の写し
- ⑥ 組織再編成に係る主要な事項の明細書

4 適用額明細書の正確な記載のお願い

法人税関係特別措置の適用を受けるためには、誤りのない適用額明細書を提出する必要がありますが、これまで税務署に提出いただいた適用額明細書の中には、次のような誤りが多く見受けられます。

適用額明細書に記載誤りがある場合は、正しく記載した適用額明細書を改めて提出していただく必要がありますので、適用額明細書の作成に当たっては、ご注意ください。

よくある記載誤り

F B 4 0 6 1

令和 年 月 日 自平成 年 月 日 連結事業年度分の適用額明細書

① 法人税及び地方法人税連結確定申告書別表からの転記誤り

別表一の二の「期末現在の資本金の額又は出資金の額」及び「連結所得金額又は連結欠損金額」の各欄の金額と同額を記載してください。

※ 連結欠損金額の場合は、金額に「△」又は「-」を付してください。

連結親法人名	①	業種目	業種番号
法人番号		提出年月日	令和 年 月 日
期末現在の資本金の額又は出資金の額	40000000	税務署処理欄	
連結所得金額又は連結欠損金額	180358328		

租税特別措置法の条項	区分番号	適用額			
		十億	百万	千	円
第68条の8第1項第1号	10369			8000000	

②

③

④

OCR入力用（この用紙は機械で読み取ります。訂正箇所は再提出する場合は、折って提出してください）

この用紙はとじまなないでください

② 「連結所得金額が0円」又は「連結欠損金額」である場合の税額控除適用等の記載誤り

「連結所得金額又は連結欠損金額」欄が0又はマイナスの金額（欠損金額）である場合は、「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」や「税額控除」の措置の適用は受けられません。適用のない措置の記載は必要ありません。

③ 区分番号の記載誤り

「区分番号」は、税制改正に伴い同一の措置であっても改正前後で「区分番号」が異なる場合がありますので、適用する連結事業年度の「区分番号」を国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) に掲載されている対象連結事業年度の「適用額明細書の記載の手引」を参照し、記載してください。

《参照先》 「国税庁ホームページ」→「刊行物等」→「パンフレット・手引」→「法人税関係」→「適用額明細書関係」→「適用額明細書に関するお知らせ」

(例) 普通法人が令和3年3月31日終了連結事業年度において「中小企業者等である連結法人の法人税率の特例」の措置の適用を受ける場合

正：「10369」 誤：「10001」

④ 適用限度額がある措置の適用額の記載誤り

「中小企業者等である連結法人税率の特例」等の適用限度額がある措置については、適用限度額を超えないように適用額を記載してください。

(例) 所得金額が900万円の中小企業者等である連結法人が「中小企業者等である連結法人税率の特例」(適用限度額800万円)の適用を受ける場合

正：8,000,000円 誤：9,000,000円

5 消費税及び地方消費税について

消費税及び地方消費税については、連結納税制度は適用されませんので、消費税確定申告書の用紙は連結親法人、連結子法人に関わりなく、課税事業者該当する法人に送付しております。

なお、消費税及び地方消費税の課税期間は法人税法上の事業年度とされているため(消費税法第19条第1項第2号、地方税法第72条の7第3項)、連結事業年度に合わせて課税期間が変わる可能性があります。特に、連結納税前において親法人の課税期間と異なる課税期間であった子法人については、変更された課税期間に係る消費税及び地方消費税の確定申告が必要となりますのでご注意ください。

6 その他の留意事項

◎ 期限内申告・納付について

申告・納付につきましては期限内に済ませていただきますようお願いいたします。

申告による納付税額があるにもかかわらず、申告期限までに申告書を提出することができなかった場合、無申告加算税がかかります。また、納付期限までに納付することができなかった場合には、納付期限の翌日から納付の日までの延滞税がかかるほか、税務署から督促状が送付されますのでご了承ください。

連結承認前に確定申告書の提出期限の延長が認められていた連結親法人につきましても、連結確定申告書の提出期限の延長が認められるためには、改めて連結確定申告書に係る「申告期限の延長の特例の申請書」を提出する必要があることにご注意ください。

◎ 納税が困難な場合について

納付期限までに国税を一時に納付することが困難な場合については、税務署への申請による納付の猶予制度が設けられています。納付期限までに納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

猶予制度の詳細はこちら



この文書に記載されている事項につきまして、お分かりにならない点などがありましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。